

岩手県告示第546号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町小槌第23地割字寺野1番地1	平成28年5月1日
アイン薬局 宮古山口店	宮古市山口五丁目295番7号	平成28年6月1日
日本調剤 矢巾薬局	紫波郡矢巾町大字藤沢第1地割114番地1	〃